平成２９年（フ）第２０１５号
札幌市北区麻生町６丁目14番52号　コーポ吉田103号
債務者　本間　華恵
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
北海道留萌市末広町４丁目９番11号　前田アパート２Ｆ右
債務者　南　　清彦
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第４２２２号
大阪市淀川区塚本１丁目12番６号
債務者　奥村恵里奈（旧姓達石・田中）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６２号
大阪府吹田市春日４丁目２番１―202号（城下方）
債務者　長尾也寸志
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３３１号
大阪市天王寺区南河堀町８番13―502号、前住所大阪府高槻市竹の内町26番６号
債務者　岩橋　直樹（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２８号
大阪市北区長柄東３丁目２番７―104号
債務者　辻　　初代（旧姓赤見）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３２号
大阪府東大阪市御厨中２丁目１番45号　グリーンプラザ御厨　205号
債務者　サーペンタリウムこと　首藤　　康
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８９号
大阪市鶴見区今津南１丁目９番３―203号
債務者　佐藤　広美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６０号
大阪市天王寺区味原町14番４―711号
債務者　西良知佐子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９８号
大阪府高槻市神内２丁目14番７号　マレットフィールドＡ棟203号
債務者　村上　千秋
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６９２号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番６―1201号
債務者　押上　雅枝（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８１５号
大阪府高槻市真上町５丁目５番10号
債務者　有村　利枝
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６３号
大阪府東大阪市菱江１丁目23番３号　メゾン菱江　802号
債務者　本田　千里
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１０号
大阪市淀川区木川西３丁目５番５号　シティーハイム木川　401号
債務者　涌上　周三
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　百田　真平
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９０号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目９番10号、前住所大阪府東大阪市若江北町３丁目１番55号
債務者　坂元　宏隆
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９１号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目９番10号、前住所大阪府東大阪市若江北町３丁目１番55号
債務者　坂元　賢司
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部